

## 社宅ビジネス協議会 会則

(名 称)

第1条 この会の名称は、社宅ビジネス協議会（以下「本会」という。）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会の、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社宅斡旋仲介管理業務に携わる不動産仲介管理会社及び、これから社宅ビジネスにチャレンジしたい全国の不動産仲介管理会社に対しサポートを行い、今後の社宅ビジネス業界全体の発展のために寄与することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- (1) 仲介管理会社向けの各種研修会の企画及び開催
- (2) 社宅契約に関するオリジナル制度の設立及び運営
- (3) 社宅仲介以外のストックビジネスについての情報提供及び情報交換
- (4) 社宅ビジネス交流会の企画及び開催
- (5) 標準契約書の促進及び不動産 DX の推進
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員の資格)

第5条 本会の会員は次の二種類とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第7条 会員は、入会金及び会費として、理事会において定める額を支払う義務を負う。

- 2 会費は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入会金 20,000円
- (2) 年会費 20,000円

- 3 納入時期及び方法は、本会が指定する時期及び方法によるものとする。

(新規入会会員の入会初年度の会費の取扱い)

第8条 本協会に入会する会員の入会初年度の会費は、入会の日属する月から月割で計算した額（千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げるものとする。）とする。

2 納入時期及び方法は、本会が指定する時期及び方法によるものとする。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払の義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総理事が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(理事会)

第11条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(事務局)

第12条 本会に事務局を置く。

(会員資格の抹消)

第13条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、理事会の決議を経て登録を抹消することができる。

- (1) 会員との連絡が取れなくなった場合。
- (2) 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合はこの限りでない。
- (3) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会員情報の外部への開示)

第14条 本会の会員会社の名称は、対外部（主に不動産関連事業者等）への相談・提案、広報活動の際に利用できるものとする。

2 会員が対外部への名称の開示を承諾しない場合は、事前に名称開示不可を事務局に通知するものとする。

(機密事項の遵守)

第15条 本会にて知り得た会員会社及び会員メンバーに関する機密情報は、会員である期間及び退会後も第三者へ漏らしてはならない。

(会則の変更)

第16条 この会則は、理事会での決議により変更することができる。

(その他)

第17条 この会則に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この会則は、2022年 3月 1日から施行する

年 月 日

社宅ビジネス協議会事務局 御中

社宅ビジネス協議会 入会申込書

【申込者】

所在地

会社名

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は、一般社団法人社宅ビジネス協議会の定款及び各規程・会則を遵守いたします。

入会区分：  正会員     賛助会員

ふりがな			
会社・団体名			
所在地	〒		
電話番号		FAX 番号	
ふりがな			
代表者名			
ふりがな		所属部署名	
業務担当責任者名		役職名	
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	
ふりがな		所属部署名	
業務担当者名		役職名	
メールアドレス			
電話番号		FAX 番号	

以上

年 月 日

社宅ビジネス協議会事務局 御中

社宅ビジネス協議会 退会届

【申込者】

所在地

会社名

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

このたび貴会を退会いたしたく下記の通りお届けいたします。  
つきましては、会員名簿からの削除および会報等の停止をお願いいたします。

退会日	
退会理由	

以上